

令和3年度  
古賀市グリーン購入ガイドライン  
(古賀市グリーン購入調達方針)

(案)

令和3年●月改定

# 目 次

I 古賀市グリーン購入調達方針とは.....	2
II グリーン購入の手順について.....	2
III 調達推進品目と調達目標.....	3
IV 環境物品等の判断基準.....	6
1 紙類.....	7
2 文具類.....	8
3 オフィス家具等.....	14
4 画像機器等.....	15
5 パソコン等.....	16
6 オフィス機器等.....	17
7 照明.....	18
8 自動車.....	19
9 制服・作業服等.....	20
10 作業手袋.....	21
11 その他繊維製品.....	22
12 役務.....	23
13 ごみ袋等.....	25
14 公共工事.....	26
V 環境ラベルについて.....	29

# I 古賀市グリーン購入調達方針とは

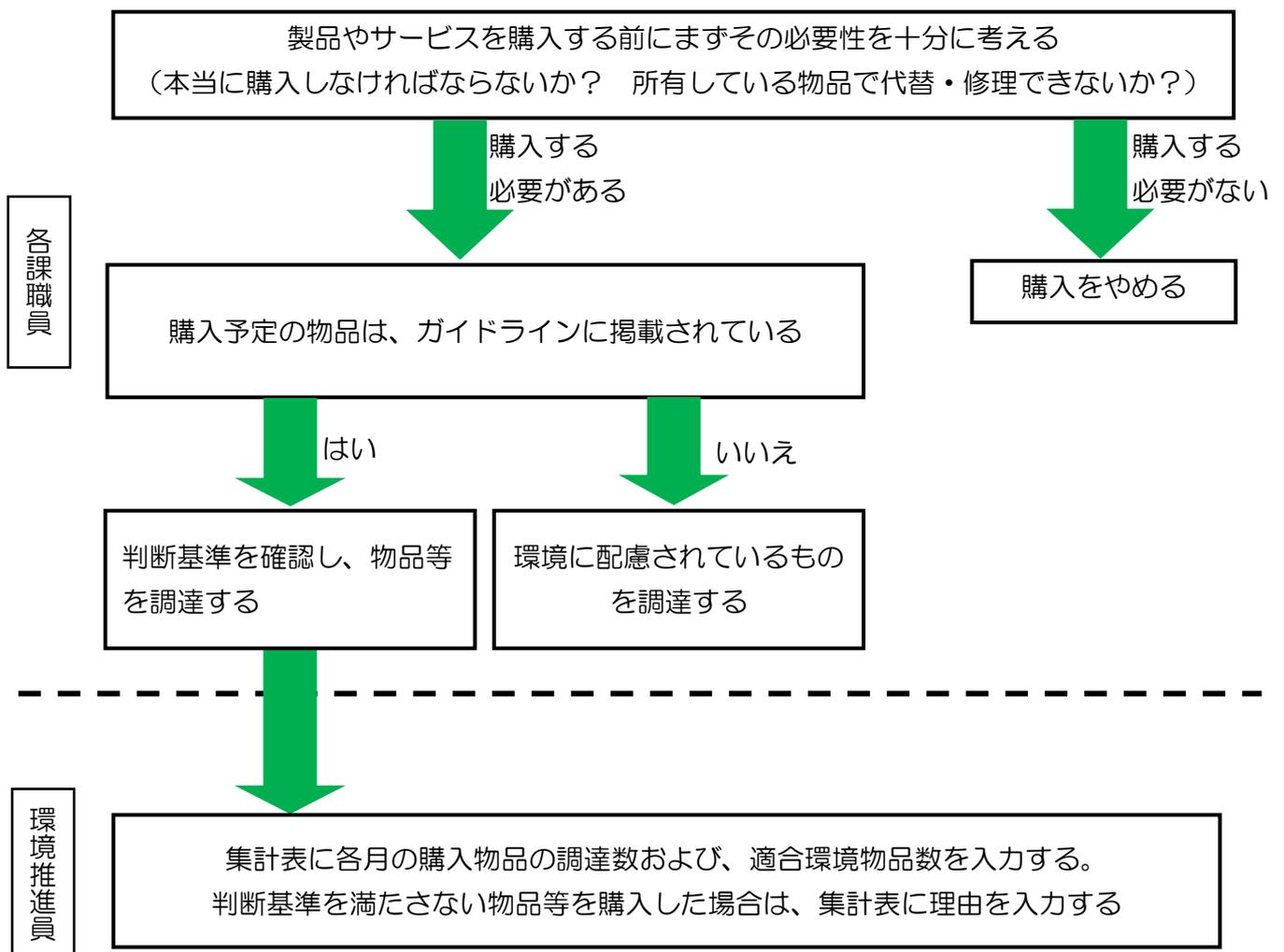
グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境や社会への影響を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入することです。

本調達方針は、古賀市グリーン購入基本方針に基づき、古賀市におけるグリーン購入の推進を図ることを目的に、グリーン購入の対象品目及び判断の基準等必要な事項を定めたものです。物品等を調達する際は、本調達方針(以下、ガイドライン)の対象品目及び判断の基準を必ず確認してください。

このガイドラインは、毎年度見直しを行います。

# II グリーン購入の手順について

古賀市におけるグリーン購入の手順は、以下のとおりです。



### Ⅲ 調達推進品目と調達目標

調達推進品目は、別表 1 のとおりです。

調達目標については、公共工事を除く分野の全品目において調達目標を 100%とします。

なお、公共工事分野については、具体的な調達目標は設定しておりませんが、できる限り適合環境物品を調達するよう努めてください。

#### 調達推進品目一覧 【13分野192品目】

分野（品目数）	調達推進品目	
1 紙類（7） （7 ページ）	1. コピー用紙 3. インクジェットカラープリンター 用塗工紙 5. 塗工されている印刷用紙 7. ティッシュペーパー	2. フォーム用紙 4. 塗工されていない印刷用紙 6. トイレットペーパー
2 文具類（72） （8～13 ページ）	8. シャープペンシル 10. ボールペン 12. 鉛筆 14. 朱肉 16. 公印 18. 回転ゴム印 20. トレー 22. ホッチキス 24. 連射式クリップ（本体） 26. 修正液 28. 粘着テープ（布粘着） 30. 製本テープ 32. ペンスタンド 34. はさみ 36. テープカッター 38. 紙めくりクリーム 40. OA クリーナー 42. レターケース 44. マウスパッド 46. カッター 48. デスクマット 50. 絵筆 52. 墨汁 54. ファイル 56. ファイリング用品 58. つづりひも	9. シャープペンシル替芯 11. マーキングペン 13. スタンプ台 15. 印箱 17. ゴム印 19. 定規 21. 消しゴム 23. ホッチキス針リムーバー 25. 修正テープ 27. クラフトテープ 29. 両面紙テープ 31. ブックスタンド 33. クリップケース 35. マグネット 37. パンチ（手動） 39. 鉛筆削（手動） 41. ダストブロワー 43. メディアケース 45. 丸刃式紙裁断機 47. カッティングマット 49. OHP フィルム 51. 絵の具 53. のり 55. バインダー 57. アルバム 59. カードケース

分野（品目数）	調達推進品目	
2 文具類 (72) (8~13 ページ)	60. 事務用封筒（紙製） 62. けい紙 64. ノート 66. タックラベル 68. 付箋紙 70. 黒板拭き 72. 額縁 74. 名札（机上用） 76. 鍵かけ 78. グラウンド用白線	61. 窓付き封筒（紙製） 63. 起案用紙 65. パンチラベル 67. インデックス 69. 付箋フィルム 71. ホワイトボード用イレーザー 73. ごみ箱・リサイクルボックス 75. 名札（衣服取付型・首下げ型） 77. チョーク 79. 梱包用バンド
3 オフィス家具等 (9) (14 ページ)	80. いす 82. 棚 84. ローパーテーション 86. 掲示板 88. ホワイトボード	81. 机 83. 収納用什器（棚以外） 85. 傘立て 87. 黒板
4 画像機器等 (8) (15 ページ)	89. コピー機 91. 拡張性のあるデジタルコピー機 93. プリンタ複合機 95. トナーカートリッジ	90. 複合機 92. プリンタ 94. プロジェクタ 96. インクカートリッジ
5 パソコン等 (3) (16 ページ)	97. パソコン 99. 記録用メディア	98. ハードディスク
6 オフィス機器等 (5) (17 ページ)	100. シュレッダー 102. 掛時計 104. 乾電池又は充電式電池（単1~単4形）	101. デジタル印刷機 103. 電卓
7 照明 (4) (18 ページ)	105. LED 照明器具 107. 蛍光灯（直管 40 形のみ）	106. LED を光源とした内照式表示灯 108. 電球
8 自動車 (1) (19 ページ)	109. 自動車	
9 制服・作業服 (3) (20 ページ)	110. 制服 112. 作業服	111. 防止
10 作業手袋 (1) (21 ページ)	113. 作業手袋	
11 その他繊維製品 (6) (22 ページ)	114. ブルーシート 116. 旗 118. 幕	115. 防球ネット 117. のぼり 119. モップ
12 役務 (2) (23 ページ)	120. 印刷	121. 清掃
13 ごみ袋 (1) (25 ページ)	122. プラスチックごみ袋	

分野（品目数）	調達推進品目	
14 公共工事(70) (26～28 ページ)	<b>【資材】</b>	
	123.建設汚泥から再生した処理土	124.土工用水砕スラグ
	125.銅スラグを用いたケーソン中詰め材	126.フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材
	127.地盤改良用製鋼スラグ	128.高炉スラグ骨材
	129.フェロニッケルスラグ骨材	130.銅スラグ骨材
	131.電気炉酸化スラグ骨材	132.再生加熱アスファルト混合物
	133.鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	134.中温化アスファルト混合物
	135.鉄鋼スラグ混入路盤材	136.再生骨材等
	137.間伐材	138.高炉セメント
	139.フライアッシュセメント	140.エコセメント
	141.透水性コンクリート	142.鉄鋼スラグブロック
	143.フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	144.下塗用塗料(重防食)
	145.低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	146.高日射反射率塗料
	147.高日射反射率防水	148.再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)
	149.再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	150.パークたい肥
	151.下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	152.LED 道路照明
	153.再生プラスチック製中央分離帯ブロック	154.セラミックタイル
	155.断熱サッシ・ドア	156.製材
	157.集成材	158.合板
	159.単板積層材	160.直交集成板
	161.フローリング	162.パーティクルボード
	163.繊維板	164.木質系セメント板
	165.木材・プラスチック再生複合材料	166.ビニル系床材
	167.断熱材	168.照明制御システム
	169.変圧器	170.吸収冷温水機
	171.氷蓄熱式空調機器	172.ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
	173.送風機	174.ポンプ

分野（品目数）	調達推進品目	
14 公共工事(70) (26～28 ページ)	175.排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	176.自動水栓
	177.自動洗浄装置及びその組み込み小便器	178.大便器
	179.再生材料を使用した型枠	180.合板型枠
	<b>【建設機械】</b>	
	181.排出ガス対策型建設機械	182.低騒音型建設機械
	<b>【工法】</b>	
	183.低品質土有効利用工法	184.建設汚泥再生処理工法
	185.コンクリート塊再生処理工法	186.路上表層再生工法
	187.路上再生路盤工法	188.伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
	189.泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
	<b>【目的物】</b>	
	190.排水性舗装	191.透水性舗装
	192.屋上緑化	

## IV 環境物品等の判断基準

分野ごとの判断基準を以下のとおり定めています。

調達推進品目の調達を行う場合は事前に判断基準を確認し、適合環境物品の調達に努めてください。

ただし、その判断となる環境ラベル・文言等が確認できない場合であっても、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和2年2月)に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、適合環境物品です。

なお、判断基準に用いている環境ラベルの一部には、グリーン購入法の判断基準に適合しないものもありますが、環境ラベルは、製品やサービスの環境情報を、製品や包装ラベル、製品説明書、広告、広報などを通じて購入者に伝えるもので、消費者が環境負荷の少ない製品を選ぶときの手助けになることが期待されており、消費者が「環境ラベル」という新しい情報で製品・サービスを選べば、市場に今までとは違う力が働き、企業活動や社会を環境配慮型に変える効果が期待されていることから、ガイドラインでは対象の環境ラベルやその文言等が確認できる物品等については適合環境物品とみなします。

# 1 紙類

## 【1】調達推進品目

紙類の調達推進品目は、以下の7品目です。

## 【2】判断基準

判断基準は、以下のとおりです。ただし、その判断となるラベル・文言等が確認できない場合であっても、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和2年2月)に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
1	コピー用紙	 PPC用紙、PPC カラー用紙。	■優先順位1 ○グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により標記が異なる  ○エコマーク製品  ■優先順位2 ○エコ商品ねっと掲載商品  ○再生紙又は森林認証紙 (古紙配合率は問わない。)  ○福岡県建産認定リサイクル製品 
2	フォーム用紙	 NIP用紙。	
3	インクジェットカラープリンター用塗工用紙	 スーパーファイン紙。	
4	塗工されていない印刷用紙	 上質紙、中質紙、更紙、プロッター用紙等。	
5	塗工されている印刷用紙	 微塗工印刷用紙、アート紙、コート紙、軽量コート紙、その他塗工印刷紙。	
6	トイレトペーパー		
7	ティッシュペーパー	ボックスタイプ、ポケットタイプ、ピロータイプ。	

## 2 文具類

### 【1】調達推進品目

文具類の調達推進品目は、以下の 72 品目です。対象となる製品については、以下の製品例の他に（一社）全日本文具協会の「グリーン購入法＜文具類＞の手引き」を参考にしてください。

### 【2】判断基準

判断基準は、以下のとおりです。ただし、その判断となるラベル・文言等が確認できない場合であっても、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、適合環境物品です。

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
8	シャープペンシル	複合筆記具(シャープペンシル+他の筆記具等)。	<p>■優先順位 1</p> <p>○グリーン購入法適合商品</p> <p>※カタログ等により標記が異なる</p>   <p>○エコマーク製品</p>  <p>■優先順位 2</p> <p>○エコ商品ねっと掲載商品</p>  <p>○森林認証マーク等の表示がある製品</p>   <p>森林認証マーク</p>   <p>グリーンマーク 間伐材マーク</p>   <p>バイオマス PET ボトルリサイクル</p> <p>○福岡県産認定リサイクル製品</p> 
9	シャープペンシル替芯	色芯も含む。	
10	ボールペン	多色タイプ、複合筆記具(ボールペン+他の筆記具等)は対象。 <u>(対象外)替芯。芯が交換できない使いきりタイプ。</u>	
11	マーキングペン	マーカー、蛍光ペン、筆ペン、サインペン等 <u>インキカートリッジ、補充用インキボトル、ペン芯。</u>	
12	鉛筆	<u>(対象外)芯だけの鉛筆・色鉛筆。</u>	
13	スタンプ台	<u>(対象外)補充インキ。</u>	
14	朱肉	<u>(対象外)補充用朱油・朱液、印箱。</u>	
15	印箱	印章や朱肉などがあらかじめセットされていないもの。	
16	公印	<u>(対象外)浸透印、電子印。</u>	
17	ゴム印	浸透印、連結式を含む。 <u>(対象外)石・骨・木・プラスチック等の木口分がそのまま印面になっている印鑑。</u>	
18	回転ゴム印	回転日付印(デート印)、回転数字印、マスター印、回転科目印、インキ浸透タイプの回転ゴム印。	
19	定規	直定規、三角定規、分度器、三角スケール、 曲線や図形等を描くための定規。 <u>(対象外)製図機、製図台、コンパス。</u>	

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
20	トレイ	書類・小物・ペン用、硬貨用（カルトン）。書類用で複数が重なっている（重ねられる）もの。決裁箱。 <u>(対象外)書類を立てて管理するもの。硬貨をカウントするための容器。</u> 	<p>■優先順位 1</p> <p>○グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により標記が異なる</p> <p> </p> <p>○エコマーク製品 </p>
21	消しゴム	ペン型消しゴムを含む。 <u>(対象外)保管を目的としてケースに収納された消しゴム(練り消しゴム、シャープペンシル等替え消しゴム等。)電動字消し器。</u>	<p>■優先順位 2</p> <p>○エコ商品ねっと掲載商品 </p>
22	ホッチキス	針なしホッチキス、大型ホッチキス、付加機能(フラット・軽とじ・針収納・中とじタイプ等)を含む。 <u>(対象外)タッカー、電動タイプ。</u>	<p>○森林認証マーク等の表示がある製品   森林認証マーク</p>
23	ホッチキス針リムーバー		
24	連射式クリップ(本体)	 本体のみ。 <u>(対象外)クリップ。</u>	
25	修正テープ	修正カバーテープを含む。交換用テープ又はカードリッジも含む。 <u>(対象外)固形タイプ。</u>	<p>  グリーンマーク 間伐材マーク</p>
26	修正液	<u>(対象外)固形タイプ、補充液。</u>	
27	クラフトテープ	表面に文字が印刷してあるものを含む。	<p>  バイオマス PET ボトルリサイクル推奨マーク</p>
28	粘着テープ(布粘着)	表面に文字が印刷してあるものを含む。	
29	両面テープ	<u>(対象外) フィルム基材両面テープ、基材レス両面テープ。</u>	
30	製本テープ	紙基材に粘着剤を塗布したテープ。ホットメルト樹脂タイプ製本テープを含む。 <u>(対象外)布製本テープ</u>	<p>○福岡県産認定リサイクル製品 </p>
31	ブックスタンド	ブックエンド。 <u>(対象外)書見台、原稿台。</u>	
32	ペンスタンド	<u>(対象外)ペントレー(トレイ[20]に該当)。</u>	

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
33	クリップケース		<b>■優先順位 1</b> ○グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により標記が異なる  
34	はさみ		
35	マグネット	丸磁石、棒磁石。 <u>(対象外)クリップ機能を持ったカバーが付加されたもの。マグネットフック、マグネットクリップ。</u>	○エコマーク製品 
36	テープカッター	机上型、ハンディタイプ、テープ付を含む(使い捨てでないもの)。 <u>(対象外)電動テープカッター、カッター付小巻粘着テープ(使い捨て用)、粘着テープが主の簡易カッターつきテープ。</u>	
37	パンチ(手動)	<u>(対象外)千枚通し。</u>	<b>■優先順位 2</b> ○エコ商品ねっと掲載商品 
38	紙めくりクリーム		
39	鉛筆削(手動)	<u>(対象外)ホルダー芯削り器。</u>	○森林認証マーク等の表示がある製品   森林認証マーク
40	OA クリーナー	クリーニングウェットティッシュ、ボトルタイプ、スプレータイプ、ミストタイプ、泡タイプ等。 <u>(対象外)詰替え用等。</u>	
41	ダストブロー	エアークリーナー、詰替用ポンベを含む。	  グリーンマーク 間伐材マーク
42	レターケース	<u>(対象外)小物類の保管を前提にしたもの。書類を立てて保管するもの、床置きを前提にしたもの。</u> 	
43	メディアケース	箱状のもの。ブックタイプのもの。	  バイオマス PETボトル再利用
44	マウスパッド		
45	丸刃式紙裁断機	ペーパーカッター等。	バイオマスマーク PETボトルリサイクル推奨マーク
46	カッター	片手で簡単に持ち運びができるハンディタイプのもの。 <u>(対象外)刃が台に固定されたまま断裁するもの。</u>	
47	カッティングマット		○福岡県産認定リサイクル製品 
48	デスクマット		

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
49	OHP フィルム		<p>■優先順位 1</p> <p>○グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により標記が異なる</p>   <p>○エコマーク製品</p>  <p>■優先順位 2</p> <p>○エコ商品ねっと掲載商品</p>  <p>○森林認証マーク等の表示がある製品</p>   <p>森林認証マーク</p>   <p>グリーンマーク 間伐材マーク</p>   <p>バイオマス PET ボトルリサイクル推奨マーク</p> <p>・福岡県産認定リサイクル製品</p> 
50	絵筆	(対象外)刷毛。	
51	絵の具	ポスターカラー、固形状絵の具、粉末状絵の具。	
52	墨汁	朱墨を含む。	
53	のり	補充用、詰替え用含む。	
54	ファイル	紙ファイル、板バネ (対象外)書類を平置きするケース(トレイ[20]に該当)、複数の引き出しを有する書類ケース(レターケース[47]に該当)、少数枚の書類を保護するための薄い透明ケース(カードケース[68]に該当)、リングファイル(バインダー[64]に該当)。	
55	バインダー	綴じ穴のある用紙を綴じ、書き込みができる文房具。	
56	ファイリング用品	 <p>ファイル又はバインダーに入れる補充用のもの。背見出し、ポケット、仕切り紙、その他ファイル・バインダーのとじ穴規格に対応した補充用品。 (対象外)穴の空いた記入用紙(けい紙[62]に該当。)</p>	
57	アルバム	台紙式アルバム、ポケット式アルバム、工専用アルバム。替台紙、補充用替台紙を含む。 (対象外)箱状で、写真を一括管理することを前提にしたもの。	
58	つづりひも		
59	カードケース	一辺に挿入口がある薄い透明ケース。カードを複数枚収納するボックス型ケース。名刺整理箱。 (対象外)ファイル等に収容することを前提に一辺に複数の穴を設けているもの(ファイリング用品[56]に該当)。書類をまとめて保管するために収容するケース・ホルダー(ファイル[54]に該当)。	

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
60	事務用封筒(紙製)	印刷製本業務成果品、クッション材入りのものを含む。	<p>■優先順位 1</p> <p>○グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により標記が異なる</p>  
61	窓付き封筒(紙製)	 <p>各課で発注する窓付き封筒、クラフト窓付き封筒、カラー窓付き封筒</p>	
62	けい紙	方眼紙、レポート用紙、セクションペーパー、ルーズリーフ(無地含む)。メモ帳(無地含む)、原稿用紙、伝票(会計票を含む)、便箋。	<p>■優先順位 2</p> <p>○エコマーク製品</p> 
63	起案用紙		
64	ノート	表紙と用紙が固着されたもの。 (対象外)バインダーノート(バインダー[55]に該当)。	<p>○エコ商品ねっと掲載商品</p> 
65	パンチラベル	 <p>書類のとじ穴部分の補強又は破損防止用の穴あきラベル。</p>	
66	タックラベル	 <p>宛名用ラベル。 (対象外)ラベル作成機で印字された専用のテープ状ラベル。</p>	<p>○森林認証マーク等の表示がある製品</p>   <p>森林認証マーク</p>   <p>グリーンマーク 間伐材マーク</p>   <p>バイオマスマーク PET ボトルリサイクル推奨マーク</p>
67	インデックス	 <p>インデックスラベル</p>	<p>○福岡県産認定リサイクル製品</p> 
68	付箋紙	 <p>ロールタイプを含む。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>窓付き封筒(紙製)については、古紙が少しでも配合されていること</p> </div>

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
69	付箋フィルム	 <p>ロールタイプを含む。</p>	<p>■優先順位 1</p> <p>○グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により標記が異なる</p> <p> </p> <p>○エコマーク製品</p> <p></p> <p>■優先順位 2</p> <p>○エコ商品ねっと掲載商品</p> <p></p> <p>○森林認証マーク等の表示がある製品</p> <p>  森林認証マーク</p> <p>  グリーンマーク 間伐材マーク</p> <p>  バイオマスマーク PETボトルリサイクル推奨マーク</p> <p>○福岡県産認定リサイクル製品</p> <p></p>
70	黒板拭き	黒板消し、黒板イレーザ。	
71	ホワイトボード用イレーザ	(対象外)交換用ホワイトボードイレーザ。	
72	額縁	賞状、写真等の掲示用。	
73	ごみ箱・リサイクルボックス	廃棄物の分別、保管を目的としたもの。多段式、連結式を含む。 (対象外)灰皿。	
74	名札(机上用)	個人名、社名等を主に机上で表示するもの又はそのためのケース。カード立て。	
75	名札(衣服取付型・首下げ型)	安全ピンやクリップで衣服に留めるタイプ。首から吊り下げるタイプ。部品売りしている場合は、各部品(名札用クリップ等)も対象とする。	
76	鍵かけ	鍵用のフック(単体タイプ、接続タイプ、複数一体型)。 (対象外)保管什器としての扉付きキーケース(収納用什器[83]に該当)。	
77	チョーク		
78	グラウンド用白線		
79	梱包用バンド		

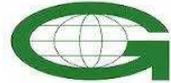
### 3 オフィス家具等

#### 【1】調達推進品目

オフィス家具等の調達推進品目は、以下の9品目です。対象となる製品については、以下の製品例の他に、JOIFAの「グリーン購入法の手引き」を参考にしてください。

#### 【2】判断基準

判断基準は、以下のとおりです。ただし、その判断となるラベル・文言等が確認できない場合であっても、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和2年2月)に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、適合環境物品です。

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
80	いす	回転いす、折り畳みいす、ソファ、ベンチ。 <u>(対象外)幼児用・医療用いす、ガーデンチェア、車イス。</u>	<p>■優先順位 1</p> <p>○グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により標記が異なる</p>   <p>○エコマーク製品</p>  <p>○JOIFA グリーンマーク商品</p>  <p>■優先順位 2</p> <p>○エコ商品ねっと掲載商品</p>  <p>○森林認証マーク等の表示がある製品</p>   <p>森林認証マーク</p>  <p>間伐材マーク</p>
81	机	脇机、受付カウンター、記載台、作業台、演題を含む。 <u>(対象外)ガーデンテーブル。</u>	
82	棚	書架、物品棚、移動棚、パンフレットスタンド。 <u>(対象外)展示棚,陳列棚、ケーブルラック。</u>	
83	収納用什器(棚以外)	システム収納、キャビネット、ロッカー、小型の収納(キーケース、消火器ボックス)、ワゴン。 <u>(対象外)展示ケース、陳列ケース、プラントボックス類。</u>	
84	ローパーティション	システム型、自立型。 <u>(対象外)布・スクリーン類の材料で構成された簡易な衝立、スクリーン製品。</u>	
85	傘立て	<u>(対象外)傘入れ袋スタンド</u>	
86	掲示板	壁掛式、自立式。展示パネル、案内板、屏風式掲示板。 <u>(対象外)ピクトサイン、電子掲示ボードシステム。</u>	
87	黒板	壁掛式、自立式。案内板を含む。	
88	ホワイトボード	壁掛式、自立式。案内板、グリーンマーカーボード、電子黒板、磁気筆記板を含む。 <u>(対象外)デジタルボード、インタラクティブボード</u>	

## 4 画像機器等

### 【1】調達推進品目

画像機器等の調達推進品目は、以下の8品目です。

### 【2】判断基準

判断基準は、以下のとおりです。ただし、その判断となるラベル・文言等が確認できない場合であっても、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和2年2月)に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、適合環境物品です。

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
89	コピー機	コピー機能のみを唯一の機能とする機器。	<p>■優先順位 1</p> <p>○グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により標記が異なる。</p> <p> </p> <p>○エコマーク製品 </p> <p>○国際エネルギースタープログラム適合機種 </p> <p>※コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ(番号:89~93)のみ対象</p> <p>■優先順位 2</p> <p>○エコ商品ねっと掲載商品 </p>
90	複合機	コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャン機能のうち、1つ以上の機能を持つ機器。	
91	拡張性のあるデジタルコピー機	コピー機にオプションを装着することにより複合機となる機器。	
92	プリンタ		
93	プリンタ複合機	プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャン機能のうち、1つ以上の機能を持つ機器。	
94	プロジェクタ	会議室や教室等で使用する有効光束が5,000lm未満の機器。	
95	トナーカートリッジ	トナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせたもの。 <u>(対象外)トナー容器単体,感光体単体,現像ユニット単体。</u>	
96	インクカートリッジ	<u>(対象外)インク容器単体</u>	

## 5 パソコン等

### 【1】調達推進品目

パソコン等の調達推進品目は、以下の3品目です。

### 【2】判断基準

判断基準は、以下のとおりです。ただし、その判断となるラベル・文言等が確認できない場合であっても、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和2年2月)に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、適合環境物品です。

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
97	パソコン	サーバ型,クライアント型(デスクトップ、ノートブック、ネットブック等)。 (対象外)タブレット PC。	<p>■優先順位 1</p> <p>○グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により標記が異なる。</p> <p> </p>
98	ハードディスク	外付け・増設用のハードディスク。	<p>○エコマーク製品</p> <p></p> <p>■優先順位 2</p> <p>○エコ商品ねっと掲載商品</p> <p></p>
99	記録用メディア	CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±R、DVD-RAM、BD-R、BD-RE。 (対象外)USBメモリ、SDカード。 	<p>○国際エネルギースタープログラム適合機種</p> <p> ※パソコンのみ対象</p> <p>ENERGY STAR</p> <p>○省エネラベル(緑色)の表示がある製品</p> <p> ※電子計算機、磁気ディスク装置のみ</p>

## 6 オフィス機器等

### 【1】調達推進品目

オフィス機器等の調達推進品目は、以下の5品目です。

### 【2】判断基準

判断基準は、以下のとおりです。ただし、その判断となるラベル・文言等が確認できない場合であっても、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、適合環境物品です。

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
100	シュレッダー		<p>■優先順位 1</p> <p>○グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により標記が異なる。</p> <p> </p> <p>○エコマーク製品 </p> <p>○JIS マーク製品  ※乾電池または充電式電池のみ対象</p> <p>■優先順位 2</p> <p>・エコ商品ねっと掲載商品 </p>
101	デジタル印刷機	市役所第1庁舎印刷室に設置のコピー機	
102	掛時計	執務室や会議室等において使用する壁掛型の時計。 <u>(対象外)大型のもの。</u>	
103	電卓		
104	乾電池又は充電式電池 (単1～単4形)		

## 7 照明

### 【1】調達推進品目

照明の調達推進品目は、以下の4品目です。

### 【2】判断基準

判断基準は、以下のとおりです。ただし、その判断となるラベル・文言等が確認できない場合であっても、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和2年2月)に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、適合環境物品です。

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
105	LED 照明器具	投光器、防犯灯を含む。	<p>■優先順位 1</p> <p>○グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により標記が異なる。</p> <p> </p>
106	LED を光源とした内照式表示灯	表示板、案内板等。 (対象外)誘導灯。	<p>○エコマーク製品</p> <p> ※電球形 LED ランプのみ対象</p>
107	蛍光灯 (直管 40 形のみ)		<p>○省エネラベル(緑色)の表示がある製品</p> <p> ※電球形蛍光灯のみ対象</p>
108	電球	LED 電球, 蛍光灯電球	<p>■優先順位 2</p> <p>○エコ商品ねっと掲載商品</p> <p></p>

## 8 自動車

### 【1】調達推進品目

自動車等の調達推進品目は、以下の1品目です。

### 【2】判断基準

判断基準は、以下のとおりです。ただし、その判断となるラベル・文言等が確認できない場合であっても、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、適合環境物品です。

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
109	自動車		<p>■優先順位 1</p> <p>○グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により標記が異なる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>○ガソリン、ディーゼル、LPガス車の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車燃費性能評価・公表制度（ガソリン、LPガスの乗用車は平成32年度基準を満たすこと）</li> <li>低排出ガス認定制度</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>（ガソリン車、LPガスの乗用車は上記のどちらかを、小型貨物車は平成17年50%低減を満たすこと）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>※ガソリン、LPガス車は燃費、低排出ガスの基準を満たすことが必要だが、ディーゼル車は燃費基準のみ満たせば良い。</p> <p>○下記のいずれかの自動車</p> <p>電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車</p> <p>■優先順位 2</p> <p>○エコ商品ねっと掲載商品</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid green; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>GPN掲載</p> </div>

## 9 制服・作業服等

### 【1】調達推進品目

制服・作業服等の調達推進品目は、以下の3品目です。

### 【2】判断基準

判断基準は、以下のとおりです。ただし、その判断となるラベル・文言等が確認できない場合であっても、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、適合環境物品です。

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
110	制服	(対象外)綿 100%製やゴム製等のポリエステル繊維及び植物を原料とする合成繊維を含まないもの。	<p>■優先順位 1</p> <p>○グリーン購入法適合品 ※カタログ等により標記が異なる。</p> <p> </p> <p>○エコマーク製品 </p> <p>○エコユニフォームマーク貼付品 </p> <p>○PET ボトルリサイクル推奨マークの表示がある製品 </p>
111	作業服	(対象外)綿 100%製やゴム製等のポリエステル繊維及び植物を原料とする合成繊維を含まないもの。	<p>○エコ商品ねっと掲載商品 </p> <p>○福岡県産認定リサイクル製品 </p>
112	帽子	(対象外)綿 100%製やゴム製等のポリエステル繊維及び植物を原料とする合成繊維を含まないもの。	

# 10 作業手袋

## 【1】調達推進品目

作業手袋の調達推進品目、以下の1品目です。

## 【2】判断基準

判断基準は、以下のとおりです。ただし、その判断となるラベル・文言等が確認できない場合であっても、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、適合環境物品です。

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
113	作業手袋	主要材料が繊維の製品。軍手等。 (対象外)革製,ゴム製の手袋。	<p>■優先順位 1</p> <p>○グリーン購入法適合品 ※カタログ等により標記が異なる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>○エコマーク製品</p>  <p>■優先順位 2</p> <p>○エコ商品ねっと掲載商品</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; display: inline-block;">GPN掲載</div>

# 11 その他繊維製品

## 【1】調達推進品目

その他繊維製品の調達推進品目は、以下の6品目です。

## 【2】判断基準

判断基準は、以下のとおりです。ただし、その判断となるラベル・文言等が確認できない場合であっても、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、適合環境物品です。

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
114	ブルーシート	ポリエチレン繊維を使用した製品。	<p>■優先順位 1</p> <p>○グリーン購入法適合品 ※カタログ等により標記が異なる。</p> <p> </p> <p>○エコマーク製品 </p> <p>○PET ボトルリサイクル推奨マーク </p> <p>■優先順位 2</p> <p>○エコ商品ねっと掲載商品 </p>
115	防球ネット	ポリエチレン繊維、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品。	
116	旗	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品。	
117	のぼり	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品。	
118	幕	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品。	
119	モップ		

## 12 役務

### 【1】調達推進品目

役務の調達推進品目は、以下の2品目です。

### 【2】判断基準

判断基準は、以下のとおりです。ただし、その判断となるラベル・文言等が確認できない場合であっても、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、適合環境物品です。

### 【3】配慮事項

印刷に関しては、配慮事項も定めておりますので、仕様書に記載をしてください。

対象品目			判断の基準	配慮事項
番号	品目名称	製品例		
120	印刷	<p>広報、チラシ、ポスター、パンフレットなど</p> <p>※各課にて印刷発注する、封筒類については、事務用封筒（紙製）（60）、窓付き封筒（紙製）（61）となる。</p>	<p>■優先順位 1</p> <p>○グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により標記が異なる。</p> <p>○エコマーク製品</p>    <p>○再生紙又は森林認証紙 （古紙配合率は問わない。）</p>  	<p>・オフセット印刷の場合は、植物由来のインキ（植物油インキ、大豆インキ等）または、NL 規制適合インキ（化学安全性の基準を満たした）を使用</p> <p>・デジタル印刷の場合は、化学安全性の確認されたトナーまたはインキを使用</p> <p>・再生紙や環境に配慮したインキを使用している旨を文章やマークで表示</p>
121	清掃		<p>■次の要件を満たすこと。</p> <p>①特定調達物品等の使用</p> <p>②洗面所の手洗い洗剤は、廃油又は動植物油脂。植物油脂は持続可能な原料の使用。</p> <p>③ごみの適切な分別回収</p> <p>④古紙の適切な分別、改善案の提示</p> <p>⑤床維持剤（ワックス）、洗浄剤のVOC低減</p> <p>⑥環境負荷低減が図れる具体的清掃方法の提案</p>	

○ 再生紙や植物油インキを使用している旨の表示方法

表記方法	表記について
文章で表記	<p>「この印刷物(広報紙, 報告書, 通知書等, チラシ, パンフレット, ポスター, 封筒)は再生紙と環境にやさしいインキを使用しています。」</p> <p>「この印刷物(広報紙, 報告書, 通知書等, チラシ, パンフレット, ポスター, 封筒)は古紙パルプ配合率 100%の用紙と植物油インキを使用しています。」</p> <p>◇再生紙や環境に配慮したインキを使用している旨を表示すれば表現は基本的に自由である。</p>
マークで表記	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>再生紙使用マーク</p>  <p>古紙パルプ配合率100%再生紙を使用 ※使用した用紙の古紙パルプ配合率に応じて数字は変わる。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>植物油インキマーク</p>  </div> </div> <p>◎再生紙使用マークは自由に無料で使用できるが、<u>古紙パルプ配合率は正しい数字を表示しなければならないため</u>、印刷業者に確認して正しく表示する。同マークは下記の「3R活動推進フォーラム」のサイトからダウンロード可能。</p> <p>◎植物油インキマークは「印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたもの」を使用した場合のみ表示できるため、発注する印刷業者に確認の上、<u>使用規定等に基づいて正しく表示する</u>。使用規定や同マークは庁内Webの環境総務課の <a href="#">ページ</a>からダウンロード可能。</p> <p>マークの詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3R 活動推進フォーラム <a href="http://3r-forum.jp/activity/r_mark/index.html">http://3r-forum.jp/activity/r_mark/index.html</a></li> <li>・印刷インキ工業連合会 <a href="http://www.ink-jpima.org/ink_syokubutu.html">http://www.ink-jpima.org/ink_syokubutu.html</a></li> </ul>
文章とマークで表記 (推奨)	<p>文章での表現とマークを組み合わせることもできる。</p> <p>(例)</p> <div style="display: flex; align-items: center;">   </div> <p>古紙パルプ配合率100%再生紙を使用 このチラシは再生紙と植物油インキを使用しています。</p>

# 13 ごみ袋等

## 【1】調達推進品目

ごみ袋等の調達推進品目は、以下の1品目です。

## 【2】判断基準

判断基準は、以下のとおりです。ただし、その判断となるラベル・文言等が確認できない場合であっても、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和2年2月)に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、適合環境物品です。

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
122	プラスチック製ごみ袋	(対象外) 市指定の可燃ごみ袋	<p>■優先順位 1</p> <p>○グリーン購入法適合品 ※カタログ等により標記が異なる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>○エコマーク製品</p>  <p>■優先順位②</p> <p>○バイオマスマークの表示がある製品</p> 

# 14 公共工事

## 【1】調達推進品目

公共工事の調達推進品目は、以下の70品目です。

## 【2】判断基準

判断基準は、以下のとおりです。ただし、その判断となるラベル・文言等が確認できない場合であっても、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和2年2月)に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、適合環境物品です。

対象品目			判断の基準
用途	番号	品目名称	
資材	123	建設汚泥から再生した処理土	<b>■優先順位 1</b> ○グリーン購入法適合品 ※カタログ等により標記が異なる。   ○エコマーク製品  <b>■優先順位 2</b> ○福岡県認定リサイクル製品  RE-CYCLE 福岡県認定リサイクル製品
	124	土工用水砕スラグ	
	125	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
	126	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
	127	地盤改良用製鋼スラグ	
	128	高炉スラグ骨材	
	129	フェロニッケルスラグ骨材	
	130	銅スラグ骨材	
	131	電気炉酸化スラグ骨材	
	132	再生加熱アスファルト混合物	
	133	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
	134	中温化アスファルト混合物	
	135	鉄鋼スラグ混入路盤材	
	136	再生骨材等	
	137	間伐材	
	138	高炉セメント	
	139	フライアッシュセメント	
	140	エコセメント	
	141	透水性コンクリート	
	142	鉄鋼スラグブロック	
143	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート		
144	下塗用塗料(重防食)		
145	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料		

対象品目			判断の基準
用途	番号	品目名称	
資材	146	高日射反射率塗料	<b>■優先順位 1</b> ○グリーン購入法適合品 ※カタログ等により標記が異なる。
	147	高日射反射率防水	
	148	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	 
	149	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	
	150	バークたい肥	○エコマーク製品 
	151	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	
	152	LED 道路照明	<b>■優先順位 2</b> ○福岡県認定リサイクル製品 
	153	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
	154	セラミックタイル	
	155	断熱サッシ・ドア	
	156	製材	
	157	集成材	
	158	合板	
	159	単板積層材	
	160	直交集成板	
	161	フローリング	
	162	パーティクルボード	
	163	繊維板	
	164	木質系セメント板	
	165	木材・プラスチック再生複合材料	
	165	ビニル系床材	
	167	断熱材	
	168	照明制御システム	
	169	変圧器	
	170	吸収冷温水機	
171	氷蓄熱式空調機器		
172	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機		
173	送風機		
174	ポンプ		
175	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管		

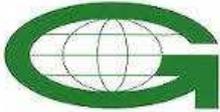
対象品目			判断の基準
用途	番号	品目名称	
資材	176	自動水栓	<p>■優先順位 1</p> <p>○グリーン購入法適合品 ※カタログ等により標記が異なる。</p> <p> </p>
	177	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
	178	大便器	
	179	再生材料を使用した型枠	
	180	合板型枠	
建設機械	181	排出ガス対策型建設機械	<p>○エコマーク製品</p> <p></p>
	182	低騒音型建設機械	
工法	183	低品質土有効利用工法	<p>■優先順位 2</p> <p>○福岡県認定リサイクル製品</p> <p></p>
	184	建設汚泥再生処理工法	
	185	コンクリート塊再生処理工法	
	186	路上表層再生工法	
	187	路上再生路盤工法	
	188	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	189	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
目的物	190	排水性舗装	
	191	透水性舗装	
	192	屋上緑化	

## V 環境ラベルについて

調達方針で用いる環境ラベル等については、以下のとおりです。

環境ラベル	内容
	<p><b>エコマーク</b></p> <p>「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた様々な商品（製品及びサービス）に表示されるマークです。</p>
	<p><b>エコ・ユニフォームマーク</b></p> <p>グリーン購入法の判断基準に適合したユニフォームウェア等の製品に表示されるマークです。日本被服工業組合連合会が制定したマーク制度で、再生PET樹脂から得られる繊維を用いたリサイクル製品の普及を推進しています。</p>
	<p><b>間伐材マーク</b></p> <p>間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、間伐材を用いた製品であることを表示するため、間伐材を用いた製品に表示されるマークです。全国森林組合連合会で認定を受けた製品に、間伐材マークを付けることができます。</p>
	<p><b>グリーン購入ネットワーク(GPN)が運営する「エコ商品ねっと」掲載商品</b></p> <p>グリーン購入に必要な情報の収集や提供を通して、企業等の各団体におけるグリーン購入の自主的な取組支援を行っているグリーン購入ネットワークが、日本最大級の環境に配慮した製品のデータベースとして、運営している「エコ商品ねっと」に掲載されている製品に表示されるマークです。</p>
	<p><b>グリーン購入法適合商品</b></p> <p>グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）第6条に定められた特定調達品目及びその判断基準に合致した物品等に表示されるマークです。カタログや事業者によって、「G法適合」、「グリーン購入法適合商品」など表現方法が異なります。</p>
	<p><b>グリーンマーク</b></p> <p>古紙利用製品の使用拡大を通じて、古紙の回収及び利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品に表示されるマークです。原則、古紙を40%以上原料に利用した製品に表示されています。例外として、トイレットペーパーとちり紙は古紙を100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙古紙を50%以上原料に利用したものに表示されています。</p>
	<p><b>国際エネルギースターロゴ</b></p> <p>オフィス機器等の製品の稼働、スリープ、オフ時の消費電力などの省エネ性能が優れた製品に表示されるマークです。オフィス機器の国際的省エネルギー制度である「国際エネルギースタープログラム」において、省エネ性能が優れた上位25%の製品が適合となるよう基準が設定されています。</p>

環境ラベル	内容
 <p>古紙パルプ配合率100%再生紙を使用</p>	<p><b>再生紙使用マーク</b></p> <p>「3R活動推進フォーラム」の前身である「ごみ減量化推進国民会議」によって、再生紙の利用促進・普及啓発をしていくために古紙パルプがどのくらい配合されているかを一目で分かるマークです。</p>
	<p><b>省エネルギーラベル</b></p> <p>「省エネラベリング制度」により、省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）で定められた省エネ基準を達成している製品に緑色で表示されるマークです。達成していない製品には、橙色のマークが表示されています。</p>
	<p><b>植物油インキマーク</b></p> <p>印刷インキ工業連合会が定めた、植物油を使用した印刷インキに表示できるマークです。植物油とは、再生産可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油で、植物油インキとは、インキ中に含有する植物油、または植物油を原料としたエステルとの合計が、含有基準量以上のインキです。</p>
	<p><b>低排出ガス車認定ステッカー</b></p> <p>国土交通省の「低排出ガス車認定制度」で認定を受けた自動車に貼付されるステッカーです。「低排出ガス車認定制度」は、自動車排出ガスからの有害物質の排出が、最新規制値よりどのくらい削減されているかを示すための制度です。</p>
	<p><b>燃費基準達成車ステッカー</b></p> <p>省エネ法で定める燃費基準値以上の燃費の良い自動車に貼付されるステッカーです。国土交通省及び経済産業省が、自動車の燃費性能に対する消費者の関心と理解を深め、燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車の燃費性能に係る車体表示（ステッカー貼付）を実施しています。</p>
 <p>バイオマス</p>	<p><b>バイオマスマーク</b></p> <p>生物由来の資源（バイオマス）を利活用し、品質及び安全性が、関連法規、基準及び規格等に合致する製品に表示されるマークです。バイオマスマークが表示された製品は、石油系プラスチックに比べて環境負荷が小さく、循環型社会の形成に貢献しています。</p>
	<p><b>福岡県産リサイクル製品認定マーク</b></p> <p>「福岡県産リサイクル製品認定制度」で定める品質、安全性等の基準や県内製造等の要件を満たし、認定を受けた製品（生活関連用品）に表示することができるマークです。福岡県では、率先して調達利用するとともに、県民等に対し積極的に広報することで、資源の循環的な利用や廃棄物の減量の促進を図っています。</p>

環境ラベル	内容
	<p><b>福岡県認定リサイクル製品認定マーク</b></p> <p>「福岡県リサイクル製品認定制度」で定める品質、安全性等の基準を満たし、認定を受けた製品（建設資材）に表示することができるマークです。福岡県では、公共工事で優先して利用するなど、資源の循環的な利用や廃棄物の減量の促進を図っています。</p>
	<p><b>FSC ロゴマーク</b></p> <p>適切に管理された森林に由来する製品に表示されるマークです。国際的な森林管理の第三者機関である FSC（森林管理協議会）が、環境保全の点から見て適切で、社会的な利益にかなない、経済的にも継続可能であることを評価及び認証する「FSC 認証制度」で、認証した製品に FSC のロゴマークを付けることができます。</p>
	<p><b>JIOFA グリーンマーク</b></p> <p>グリーン購入法に適合したオフィス家具に表示されるマークです。JIOFA（（一社）日本オフィス家具協会）が、グリーン購入法の普及と識別を目的として制定した統一マークです。</p>
	<p><b>JIS マーク</b></p> <p>産業標準化法に基づき、国に登録された機関（登録認証機関）から認証を受けた事業者（認証事業者）が、認証を受けた鉱工業品等に対して表示することができるマークです。製品を購入する事業者又は消費者は、JIS マークの表示により、製品の品質や安全性を確認することができます。</p>
	<p><b>PEFC ロゴマーク</b></p> <p>FSC ロゴマークと同様に、適切に管理された森林に由来する製品に表示されるマークです。各国の森林認証制度の相互認証を行う制度である「PEFC 森林認証プログラム」によって、認証された製品に PEFC のロゴマークを付けることができます。</p>
	<p><b>PET ボトルリサイクル推奨マーク</b></p> <p>使用済みのペットボトルを再利用して作られた製品に表示されるマークです。国内でリサイクルされたペットボトル原料を製品重量の 25%以上使用し、製品の主要構成部材として利用しているものに PET ボトルリサイクル推奨マークを付けることができます。</p>